

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年12月26日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年1月22日から同年2月11日まで縦覧に供する。

平成21年1月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
三木町	単独県費補助土地改良事業（農道事業） 田中地区（砂古東箇所）	三木町産業振興課
”	単独県費補助土地改良事業（農道事業） 東田中地区（宮下箇所）	”